

## 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置の 継続を求める意見書

総務省が行なっている個人企業の経済調査によると、昨年から今年にかけて、業績が好転した個人企業は僅か3%足らずに過ぎず、70%以上の個人事業が業績が悪化したと回答しています。このことは経営基盤の脆弱な小規模事業者の深刻な経営環境の実態を表しており、裾野まで広がりを見せた本格的な景気の回復は、全く実感できないのが現状です。

このような状況の中で、東京都が平成14年度から5年間にわたり実施した、23区内における「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の税額の2割減免」措置は、厳しい環境下に置かれた中小零細企業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化に大きな力添えとなってまいりました。

また、この減免措置は、小規模住宅用地と非住宅用地における税負担の不均衡是正の見地からも必要な措置であると考えております。

もし、仮に東京都がこの減免措置を今年度で打ち切り、平成19年度以降廃止したら、都民、とりわけ中小零細企業者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、景気回復を益々長引かせる要因となることが強く危惧されます。

つきましては、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を、恒久化を目指し、今年度同様、平成19年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年10月13日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて